

令和7年度 第2回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和7年5月29日（木） 午後1時30分から午後4時30分まで

2 場 所

Web会議形式

3 出席者

委 員：菊地委員長、齋藤副委員長、
井上委員、中井委員、大瀧委員、高橋委員、八田委員、酒井委員、
水田委員、永村委員、本間委員

（11名）

事務局：環境生活部 庄山次長、渡邊環境対策監
環境政策課 二川課長、三田副課長、眞田班長、
今川主査、二上副主査

傍聴人：6名

4 議 題

- （1）（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書（再手続版）について（答申案審議）
- （2）君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
- （3）その他

5 結果概要

- （1）（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書（再手続版）について（答申案審議）
事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- （2）君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
事務局及び事業者から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- （3）その他
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1－1 (仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 1－2 (仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書(再手続版)に対する意見(論点整理)【新旧対照表】
- 資料 1－3 (仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書(再手続版)に対する意見(答申案)
- 参考 1－1 電気事業分野における地球温暖化対策の進捗状況の評価結果について(環境省作成資料)(抜粋)
- 参考 1－2 市町長意見の提出状況((仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書)
- 参考 1－3 (仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 参考 1－4 (仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書意見の概要と事業者の見解
- 資料 2－1 君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2－2 君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価方法書委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 2－3 市長意見の提出状況
(君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価方法書)
- 資料 2－4 環境影響評価方法書に対する住民等意見の概要
(君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価方法書)
- 資料 2－5 答申案審議に向けた論点整理
(君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価方法書)

別紙 審議等の詳細

議題（１）（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書（再手続版）について（答申案審議）

○事務局より資料１－１、資料１－２及び資料１－３について説明。

（委員）

答申案の前文の表現について確認したい。３段落目の２行目に「工業地域に位置する一方、近傍には、住居、学校教育施設及び社会福祉施設がある」と記載されている。次の段落では、「事業区域及びその周辺」と記載されており、その次には「事業区域の周辺」と記載されている。これは、近傍の方が狭く、周辺の方が広いというイメージで書かれているのか。

（事務局）

趣旨としては近傍というのは、「近く」であり、周辺というのは「この地域全体」という趣旨で記載している。

（委員）

その段落の最後で、「大気環境への重畳的な影響が懸念される」と記載されている箇所は、「近傍」にも影響すると読めるが、その考え方でよいか。

（事務局）

委員の考え方のお通りであり、事業実施区域が位置する工業地域が住居に近接しているため、近傍の住居などにも大気環境への重畳的な影響が懸念されると考えている。

(委員)

御指摘の内容については、本件の重要な論点の1つに関わると考えている。事業区域は、工業専用地域かと思うが、近隣の住居や学校があるエリアの都市計画区域上の指定状況を教えてもらいたい。

(事務局)

準備書の164ページに、都市計画用途地域の指定状況が載っている。今回の計画地は、工業専用地域となっており、準工業地域を挟んで、内陸側が住居地域となっている。

(委員)

周辺の地形は、国道を挟んで、高台になっていくイメージである。平面で見ると近接していることが分かるだけだが、立体的に見ると高台になっているため、大気の影響を受けやすい地域特性がある。先ほどの委員の御指摘を踏まえた表現に整理した方がよい。現況を見たときに相対的な環境特性があることを分かりやすい表現に整理してもらいたい。

(事務局)

地形的な特徴として、崖のようにすぐ高くなっているわけではなく、住居地域のところから緩やかに立ち上がっており、平地の部分もあるといった状況と考えている。そのため、丘陵地であるなどを直接表現することは難しいと考えている。一方で、「近傍」という表現だと切迫性が伝わりにくいため、内陸のすぐのところに住居等が存在するといった表現のほうが良いかと考える。

(委員)

過去の答申では、近傍という表現はあまり使用されていないと思う。具体的な距離を示された表現はいくつかあったと思う。「近傍」や「周辺」などの表現が重なると具体的な位置関係のイメージがしにくいので、この辺りの文言の修正が必要だと思う。

(委員)

文面だけでは、地図のイメージなど書き手側の言いたいことが伝わりにくいため、検討していただければと思う。

(事務局)

距離がごく近いことが分かる表現に修正したいと思う。

(委員)

答申案の「3 環境監視計画(2)」について、「予測結果との比較や近隣のアメダスとの比較を行うなど」とあるが、具体的には気温を比較するとのことか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

アメダスは観測システムであるため、「アメダスの観測結果」や「アメダスの気温のデータ」と表現されたほうがよい。

(事務局)

「アメダスの気温観測結果」と修正する。

(委員)

その修正でよいと思う。環境監視計画については、温風の影響を主に記載されているが、空冷復水器が設置された事業は事例が少ないため、温風のほかにも、温風が発生したことによる大気汚染物質の影響評価など総合的な監視をして知見を集積したほうがよいと思うがいかがか。

(事務局)

(2) は、気温の観測結果との比較を重点的に意見しているため、温風の話とさせてもらいたい。

(委員)

総合的な環境監視は、(3) の意見に含まれているとの理解でよいか。地表面における温風の影響や上空の大気の影響を含めて周辺環境の影響を監視し、データを公表してもらいたいとの意見でよいか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

先ほどの答申の前文の箇所について、「事業区域」の表現が多用されているので分かりにくい。

(事務局)

これらも含めて検討させてもらう。

(事務局)

3段落目の修正は、「住居、学校教育施設及び社会福祉施設に近接している。」としたいがいかがか。距離の記載も検討したが、それぞれの距離が異なるため表現しにくく、また、方法書の表現に合わせたいと考えている。

4段落目の修正は、「事業区域及びその周辺は、全国的にも光化学スモッグ注意報の発令が多い地域であり、また、複数の火力発電所や石油化学工業等の固定発生源が集中していることから、大気環境への重畳的な影響が懸念される」としたいがいかがか。

(委員)

異論ない。

(委員)

光化学スモッグは、事業区域及びその周辺ではなく、関東全域で発令が多い。実際には、京葉工業地帯や京浜工業地帯から排出されたものが光化学スモッグの原因になっているため、この地域だけの問題ではないと考えている。光化学スモッグは広範囲で発生するもので、「周辺」という表現が気になった。市原地域は、千葉県でも発令が多い地域なのか。

(事務局)

計画地が含まれた市原市地域は、注意報の件数が全国的に見ても多い地域であるという趣旨で記載している。市原地域は千葉県でも発令が多い地域である。

(委員)

全国的に見ても発令が多いという趣旨であれば分かった。

議題（２）君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価方法書について
（審議）

○事務局より資料２－１について説明。

質疑なし。

○事業者より資料２－２について説明。

（委員）

資料２－２のNo. 34、35、36の植物の移植に関する意見である。谷沿いの急傾斜地の不安定な環境に生育する植物の移植については、前回の委員会で異義を呈する発言をしたが、今回の委員会での説明を聞いて、真摯に対応していることが分かった。追加回答の記載も適切である。保全措置を引き続きお願いしたい。

（委員）

資料２－２のNo. 25について準好気性構造とあるが、事業地では全てこの構造なのか。また、栗石は使っているのか。

（事業者）

基本的に全て準好気性構造の埋立地である。栗石は管の一番下部で使っている

（委員）

ガス抜き管について、直径や深さはどのくらいか。また、先端はストレーナーが切られているのか。

（事業者）

直径は300mmである。深さについて、ガス抜き管の端は埋立地の底部である。ガス抜き管の構造は有孔管となっている。

(委員)

ガス抜き管が栗石の中に入っているのか。

(事業者)

ガス抜き管の周囲に 1 m 程度の柵を造り周囲に栗石を敷き、管を保護している。

(委員)

資料 2-2 の No. 25 について、「廃石膏ボードは有機物と混合することにより硫化水素を発生させるおそれがある」と記載されている。過去の測定結果を確認すると、時々硫化水素が発生しているようだが、過去も廃石膏ボードと有機物を区分して埋立を行っていたのか。

(事業者)

廃石膏ボードと有機物を区分して埋立を行っているのはⅢ期からなので、Ⅰ期とⅡ期の埋立地では区分していなかった。それが原因で硫化水素が発生しているものと考えている。

(委員)

廃石膏ボードと有機物を区分して埋めることは大変と思うが、実際にはどのように分けているのか。

(事業者)

埋立地は広く廃石膏ボードの搬入もまれであるため、分別して埋め立てることが可能である。

○事務局より資料 2-3～2-5 について説明。

(委員)

廃棄物の最終処分場での排水処理については住民も気になるところと思う。資料 2-4 の 1 ページ No. 6 の住民意見は、論点整理のどこで整理されているのか伺いたい。

(事務局)

ゼオライト装置について図書に記載がないことを指摘する意見は、論点に含めていないが、準備書には記載させたいと考えている。

(委員)

ゼオライトは250種類程度あって、ものによって吸着能力が全然違う。住民意見にもあるが、性質や仕様などは準備書で記載すべきである。

(事務局)

仕様などは準備書に記載させたいと思う。なお、事業者は排水の放射能測定を継続的に実施していて、問題ない結果を得ていることを申し添える。

(委員)

排水や浸出水について適切な処理を事業者に求めたい。

(委員)

資料2-4で住民意見の件数が記載されているが、住民意見の総数について教えていただきたい。

(事務局)

11名から38通の意見をもらっている。38通の中には複数の意見が記載されているものが多数ある。それらを集計した件数を資料2-4で示している。

(委員)

承知した。11名からの貴重な意見として拝見した。また、住民から提出された多数の意見について、どのように扱うか検討する必要があると考える。

(委員)

資料2-5の2(1)に関連して、第Ⅰ埋立地の保有水の流出の件については、君津市長から厳しい意見が寄せられている。このことは今回の第Ⅳ期事業のアセスと直接関係はないと思うが、保有水の流出の改善策が進まない理由を教えてください。また、当該事業については住民が懸念することも理解できる。そのことを踏まえて、論点2(1)「第Ⅰ埋立地で保有水が土堰堤等から流出したことを踏まえ」と記載されている箇所を、「流出し、その対策が十分に進んでいないことを踏まえ」等とし、問題視していることが分かるような厳しい表現とした方が良いのではないかと。

(事務局)

第Ⅰ埋立地の中で廃棄物が固結し、水が浸透しにくい部分がある。それが原因で保有水の水位が上昇し、土堰堤の法尻から保有水が流出した経緯がある。これについては廃棄物の指導を担当する課が保有水の水位を低下させるための対策を指導している。現在は事業者が改善計画書を提出し、埋立地で掘削による改善工事を進めているところであるが、十分に進んでいないことは事実である。引き続き担当課で責任をもって指導をしていきたいと考えている。御指摘いただいた表現の仕方については検討したい。

(委員)

厳しい意見が多数あり、特に君津市長から事業に反対する意見が述べられていることについては真剣に考える必要がある。

水源地では様々な生物が生息している。ホトケドジョウや希少な猛禽类等重要な種に着目して調査を行うことは重要と考えるが、普通種についても十分に調査を行うことが重要である。養老川流域には希少な溪流棲の鳥類が生息している。鳥類は普通種の魚類を食べるので、普通種を調査することで、生態系における上位の生物のモニタリングもできることとなる。市長や住民からは排水について懸念する意見があったので、当然水質の調査は重要となるが、その上で、普通種も含めて生物の調査を行っていただきたい。

(事務局)

いただいた意見を参考にさせていただく。

(事務局)

これまでの回答について補足する。まず放射能汚染という視点でいただいた意見について、管理型最終処分場においては平成23年の震災以降、当該処分場を含め、排水処理の前後で水の放射能濃度を測定しており、全て国が示した基準以下となっていることを確認している。また、第Ⅰ埋立地については処分場内に固結した部分が散在し保有水の水位が高い状態になっているが、法尻で対策を行うこと等によって現在は処分場の外に保有水が流出していることはない。改善工事については、事業者から令和5年12月に改善工事計画書が提出され、段階的に掘削による改善を行っている。第一段階として、保有水の水位の低下を3年から5年で目指しているところである。環境への影響や安全性を確認しながら順次進めている。

(委員)

第Ⅰ埋立地に関して段階的に進めていることについては承知した。対策を行うにあたって、環境影響を確認しながら、段階的に進めなければならないことは理解できるが、一方で一度土堰堤からの流出等が起こると、その改善まである程度の時間がかかるので、資料2-5の2(1)の文言には「流出した後改善の途上である」等の文言は入れるべきと考える。「流出したことを踏まえて」では表現として弱い。一度問題が起こると対策をとるまでにある程度の期間を要するのであれば、強めの表現にした方が良い。

(事務局)

いただいた意見を踏まえて表現を検討する。

(委員)

事業者と地元とのリスクコミュニケーションが上手くいっていないと感じる。君津市長からも厳しい意見があった。住民が納得出来るような情報開示が重要と考える。私の経験であるが土壌汚染の検査の際に、住民に現場に立ちあってもらったことがある。特にリスクコミュニケーションが上手くいかない場合は、このように徹底的やらないと理解が得られないと思う。また、住民が事業に対して疑念を持つようであれば率先して情報開示を行うべきであるが、情報を開示する側も真摯に対応しないと問題は解決しない。環境影響評価の制度においてリスクコミュニケーションについて言及することは難しいかもしれないが、

環境影響評価と全く関係のない話ではないとも考える。このことについては委員会で今後議論したい。

(事務局)

いただいた意見を踏まえて、進めていきたい。君津市とも情報共有はしているが、君津市長から頂いた意見については真摯に受け止めたいと考えている。

(委員)

資料2-5の2(7)に過去に重要な植物を移植した保全地が消失すると記載があるが、Ⅲ期のアセスでも同様の意見が記載されている。この事業の特性だと思うが、増設事業を繰り返すことにより重要な動植物の生息・生育地が減少していく。今回のアセスで事業者はこれまでと同様に、「周辺に代替の生息地があるから問題ない」ということや、「移植するから問題ない」等の評価をすると予想されるが、元の生息・生育地から比べると面積が相当減っているので、これまでと同様の評価では説得力がないのではないかと。

(事務局)

資料2-5の2(7)で「これまでの環境影響評価手続きで実施してきた環境保全措置等の内容を尊重し、」と記載しているとおおり、強めの表現とした。対象事業実施区域で保全できる場所が減ってきている中で十分な回答が得られるか分からないが、可能な限り保全すべきという趣旨は事業者へ伝えたいと思う。

(委員)

事業者はこれまで増設事業を繰り返してきたが、今回のアセスでは保全する生息地等が第Ⅰ期からどれくらい減ったかという評価にはならず、現状と比べてどうかという評価になるのか。

(事務局)

これまでの影響の蓄積については整理されていない。事業者に整理させたい。

(委員)

先にリスクコミュニケーションに関する意見があったが、関連する項目としては資料2-5の4 (1)、(2) があると思うが、表現としては弱いのではないか。

(委員)

これで住民等が納得するのであれば表現としては十分であると思う。